

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年3月11日(2025.3.11)

【公開番号】特開2024-95810(P2024-95810A)

【公開日】令和6年7月10日(2024.7.10)

【年通号数】公開公報(特許)2024-128

【出願番号】特願2024-65085(P2024-65085)

【国際特許分類】

A 4 5 D 3 4 / 0 4 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 K 8 / 0 2 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 K 8 / 8 1 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 K 8 / 8 5 (2 0 0 6 . 0 1)

A 6 1 Q 1 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

A 4 5 D 3 4 / 0 4 5 3 5 B

A 6 1 K 8 / 0 2

A 6 1 K 8 / 8 1

A 6 1 K 8 / 8 5

A 6 1 Q 1 / 0 0

20

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月3日(2025.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

化粧料を保持するために用いられる化粧料含浸用担体であって、前記化粧料含浸用担体が当該化粧料含浸用担体の表面から裏面に至る貫通孔を有するウェブシートで構成され、前記ウェブシートが疎な繊維状基材および密な繊維状表面層を有し、疎な繊維状基材の表面に密な繊維層が形成されていることを特徴とする化粧料含浸用担体。

30

【請求項2】

密な繊維状表面層の密度が45～60kg/m³であり、疎な繊維状基材の密度13～20kg/m³である請求項1に記載の化粧料含浸用担体。

【請求項3】

化粧料が25において20000mPa・s以上の粘度を有する化粧料である請求項1または2に記載の化粧料含浸用担体。

40

【請求項4】

貫通孔の孔径が0.5～5mmである請求項3に記載の化粧料含浸用担体。

【請求項5】

化粧料含浸用担体の表面の面積に占める全貫通孔の面積の比率が1～30%である請求項3または4に記載の化粧料含浸用担体。

【請求項6】

化粧料が25において20000mPa・s未満の粘度を有する化粧料である請求項1または2に記載の化粧料含浸用担体。

【請求項7】

貫通孔の孔径が0.1～0.6mmである請求項6に記載の化粧料含浸用担体。

50

【請求項 8】

化粧料含浸用担体の表面の面積に占める全貫通孔の面積の比率が 0.1 ~ 15% である請求項 6 または 7 に記載の化粧料含浸用担体。

【請求項 9】

化粧料含浸用担体が複合繊維で構成された三次元立体構造を有する請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の化粧料含浸用担体。

【請求項 10】

化粧料含浸用担体が複合繊維および当該複合繊維以外のその他の繊維で構成され、前記その他の繊維が合成繊維である請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の化粧料含浸用担体。

【請求項 11】

複合繊維と合成繊維との質量比（複合繊維 / 合成繊維）が 10 / 90 ~ 80 / 20 である請求項 10 に記載の化粧料含浸用担体。

10

【請求項 12】

複合繊維が芯鞘型複合繊維である請求項 9 ~ 11 のいずれかに記載の化粧料含浸用担体。

【請求項 13】

化粧料含浸用担体の厚さ方向に各繊維が繊維長方向に配列している請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載の化粧料含浸用担体。

【請求項 14】

請求項 1 ~ 13 のいずれかに記載の化粧料含浸用担体に化粧料を含有する化粧料含浸体

20

【請求項 15】

請求項 14 に記載の化粧料含浸体を有する化粧品。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

30

(1) 化粧料を保持するために用いられる化粧料含浸用担体であって、前記化粧料含浸用担体が当該化粧料含浸用担体の表面から裏面に至る貫通孔を有するウェブシートで構成され、前記ウェブシートが疎な繊維状基材および密な繊維状表面層を有し、疎な繊維状基材の表面に密な繊維層が形成されていることを特徴とする化粧料含浸用担体、

(2) 密な繊維状表面層の密度が 45 ~ 60 kg / m³ であり、疎な繊維状基材の密度 13 ~ 20 kg / m³ である前記 (1) に記載の化粧料含浸用担体、

(3) 化粧料が 25 において 20000 mPa・s 以上の粘度を有する化粧料である前記 (1) または (2) に記載の化粧料含浸用担体、

(4) 貫通孔の孔径が 0.5 ~ 5 mm である前記 (3) に記載の化粧料含浸用担体、

(5) 化粧料含浸用担体の表面の面積に占める全貫通孔の面積の比率が 1 ~ 30% である前記 (3) または (4) に記載の化粧料含浸用担体、

40

(6) 化粧料が 25 において 20000 mPa・s 未満の粘度を有する化粧料である前記 (1) または (2) に記載の化粧料含浸用担体、

(7) 貫通孔の孔径が 0.1 ~ 0.6 mm である前記 (6) に記載の化粧料含浸用担体、

(8) 化粧料含浸用担体の表面の面積に占める全貫通孔の面積の比率が 0.1 ~ 15% である前記 (6) または (7) に記載の化粧料含浸用担体、

(9) 化粧料含浸用担体が複合繊維で構成された三次元立体構造を有する前記 (1) ~ (8) のいずれかに記載の化粧料含浸用担体、

(10) 化粧料含浸用担体が複合繊維および当該複合繊維以外のその他の繊維で構成され、前記その他の繊維が合成繊維である前記 (1) ~ (9) のいずれかに記載の化粧料含浸

50

用担体、

(1 1) 複合繊維と合成繊維との質量比 (複合繊維 / 合成繊維) が 1 0 / 9 0 ~ 8 0 / 2 0 である前記 (1 0) に記載の化粧料含浸用担体、

(1 2) 複合繊維が芯鞘型複合繊維である前記 (9) ~ (1 1) のいずれかに記載の化粧料含浸用担体、

(1 3) 化粧料含浸用担体の厚さ方向に各繊維が繊維長方向に配列している前記 (1) ~ (1 2) のいずれかに記載の化粧料含浸用担体、

(1 4) 前記 (1) ~ (1 3) のいずれかに記載の化粧料含浸用担体に化粧料を含有する化粧料含浸体、および

(1 5) 前記 (1 4) に記載の化粧料含浸体を有する化粧品
に関する。

10

20

30

40

50